

出生前児童の新規入所仮受付について



これからお生まれになるお子さんと、令和9年4月1日に保育所等への入所を希望される方について、出生前仮受付を行います。

お子さんが生まれる前でも、保育所等の利用を仮申込みすることができます。

【申込可能施設について】

出産予定日により、申込みできる施設が異なります。

出産予定日	申込み可能施設
令和 8年12月 1日まで	はなその保育園、白ゆり保育園
令和 9年 1月 1日まで	長井めぐみ幼稚園（乳児部）
令和 9年 2月 1日まで	白山こども園、おひさま保育園、ひよっこ
令和 9年 2月15日まで	星の子保育園

【申請方法】

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）の受付期間に、子育て推進課へお申込みください。

申請書の児童名等の部分は空欄で申請いただき、通常の申込みに必要な添付書類（就労証明等）のほかに、母子手帳の出産予定日が分かるページのコピーを添付してください。

※「出生前仮申込の方用記入例」参考

【施設利用までの流れ】

仮申込 ⇒ 仮受付 ⇒ 利用調整 ⇒ 仮内定 ⇒ 正式申込 ⇒ 内定 ⇒ 利用開始

【出産後の手続き】

出生届及び住民登録の手続き完了後、子育て推進課で正式申込みを行っていただきます。仮内定での施設利用はできませんので、必ずお手続きください。

○出生日が令和9年2月16日以降になった場合、仮内定取り消しとなり、5月以降の利用調整とさせていただきます。

○出産予定日以降に出生したことにより仮内定施設に入所できなくなった場合（入所可能月齢に満たなかった場合）、仮内定取り消しとなり、入所可能な施設に再度申込みいただきます。

○仮申請後、正式申込みを希望しない場合は、必ず子育て推進課までご連絡ください。

問い合わせ先
市子育て推進課子育て支援係
電話 82-8014

出生前仮受付を申請された保護者の方へ

出産後の手続きについて

出生届及び住民登録の手続き完了後、子育て推進課で正式申込みを行っていただきます。

仮内定での施設利用はできませんので、必ずお手続きください。

正式申込みの際は、仮申込み時に提出いただいた申込書の空欄部分を記入いただきます。

留意事項

○入所承諾書等については、施設が内定後送付します。

○出生日が令和9年2月16日以降になった場合、仮内定取り消しとなり、5月以降の利用調整とさせていただきます。

○出産予定日以降に出生したことにより仮内定施設に入所できなくなった場合（入所可能月齢に満たなかった場合）、仮内定取り消しとなり、入所可能な施設に再度申込みいただきます。

例：11月30日出産予定で、はなその保育園仮内定後、12月5日に出生

→はなその保育園、白ゆり保育園以外の施設に再申込み、再調整

○仮内定は4月1日入所についてのもので、5月以降の入所枠を確保するものではありません。

○仮申込み後、諸事情により正式申込みを希望しない場合は、必ず子育て推進課までご連絡ください。

○参考 出生日別入所可能施設

出生日	申込み可能施設
令和 8年12月 1日まで	はなその保育園、白ゆり保育園
令和 9年 1月 1日まで	長井めぐみ幼稚園（乳児部）
令和 9年 2月 1日まで	白山こども園、おひさま保育園、ひよっこ
令和 9年 2月15日まで	星の子保育園

問い合わせ先

市子育て推進課子育て支援係

電話 82-8014